



四
三
二
一

873
23
1

73
6860



6850



百寮訓要抄

百官と云ふ天子に侍る南郭の徳官をいふ
と百代貞敷とてあわらふ徳也。百寮乃儀也
中侍也。又百に教乃おほひ儀也
内裏と百敷と云ふ百官は徳也。乃儀也。乃
昔今條よのまゆ所乃官中たのむ増城の事
たのむ官れあよ入と云ふは内侍也。末代は徳
官の但人を教をいふと云ふ。凡延喜元曆の徳
身にらるる也。唐と云ふは。村上園融の後也。
重代と云ふは。賞と云ふは。其力に堪る事と云ふは。

昭和四年七月廿日寄
新藤 誠三 氏 贈

44 2838

邦後と申す計ありて王孫乃由也

大イノ大副 大常大卿 權大副 少副 正六上 權大副

以上同 兼 權大副 女權 權大副

以上同 兼 權大副 女權 權大副

大イノ大副 大常大卿 權大副 少副 正六上 權大副

以上同 兼 權大副 女權 權大副

大イノ大副 大常大卿 權大副 少副 正六上 權大副

以上同 兼 權大副 女權 權大副

以上同 兼 權大副 女權 權大副

下官より入る程も、治よる所より治る所も、位階大祿
官中より治る所も、治よる所も、治る所も、治る所も、
や、今、二、向、地下、れ、者、少、く、も、三、位、之、位、を、と、り、
と、も、異、なる、こと、も、事、人、か、り、

大副 大常大卿 權大副 少副 正六上 權大副

今、此、官、の、應、る、と、り、儀、也、大、臣、公、卿、政、務、を、成、
成、ら、る、人、を、階、大、臣、の、後、者、也、并、女、納、言、等、
史、を、し、中、儀、式、官、も、見、ふ、大、臣、官、乃、内、の、官、也、

攝政曲阜

三
蘇氏れ長と弟一の人とよ補と接政よ二の儀
あり昔竟れ舞と世の政と接めせし事と也
乃高し又政と接めせし事と終り終りて諸國の政
整つらんとあれ先法乃接政也本朝も欽明より
皇の時聖徳をよれ接政と終りし後也つては
天子たさめし事と終りし事と終りし事と接り
と也也成王乃にたさるりて時周公且叔父と
政と接政と終りし事と也也傳也も尊乃極と
程一の時公の接政と終りし事と也也我朝も忠仁と法
と終りし事と也也

夫ト乃政と接政と終りし事と終りし事と
接政と終りし事と終りし事と終りし事と
と接政と終りし事と終りし事と終りし事と

開白

漢宣帝れ霍光と終りし事と天下の政と開白と
と終りし事と終りし事と終りし事と終りし事と
の清時えと終りし事と終りし事と終りし事と
開白の事と終りし事と終りし事と終りし事と
と終りし事と終りし事と終りし事と終りし事と
と終りし事と終りし事と終りし事と終りし事と
と終りし事と終りし事と終りし事と終りし事と

あるは園白大長之位より皇政を管領と爲り
攝政の後よりついでし攝政園白を殿下と号し
殿下と号する下よはさくハ侍の其人の召前庶
貴之由事付之也

正位
大政大臣大相國
大卿

一人は師範に空海は儀形より園白治道を編し
陰陽をおしむる由命をいんごらと稱し王位の
才をくく人て天子祇多をけりなり愚用乃人の不
毎ハ官人其人をけしハ是を園白の別殿乃
官下の中世官の青大友の皇子より始り

攝政園白は眞名也但執柄を移す人よりあ終ん
大政大臣とのうむ事あり。主上御元服の時ハ
必執柄乃何れ也加冠のため也凡人を極官也當
時 中流久我海門 三條坊門 園院 三條院 西園寺 西園寺 西園寺 あり也花山大
炊沸門をくれ一流の人々賢才ありし宿老なる
をいんご人の極官ありしあり也

サタイジン
大政大臣 中流 園院 衣山と云ふ
口名 衣山と云ふ

をいんごれぬを御約と云ふ大長といハ上れ宣下と
いさるわら弟一乃下と云ふ大政官のうらぬ
と云ふくくく海流を御事ハ攝中のみ

の上乃新の事新更なり不承の時よ次乃大長
大納言の事新更の事新更の事新更の事新更の事
閑院乃新更の代の人々能あらうに任る者有
文才な人か大長より任る事新更の中古は
身ハ舊代より新更無能の人々も任る事新更

中納言

相国同丸
右相府
右大長
右僕村右有

侍りての事新更大長より任る事新更の事新更
大長より任る事新更の事新更の事新更の事新更
又大長の時よ大長より任る事新更の事新更

大納言

相国同丸
右相府
右大長
右僕村右有

侍りての事新更大長より任る事新更の事新更
大長より任る事新更の事新更の事新更の事新更
又大長の時よ大長より任る事新更の事新更

正後三位
大納言
右大長
右僕村右有

天子唯吉れ官下の中事より中事の中事下は
の事新更の事新更の事新更の事新更の事新更
また新更の事新更の事新更の事新更の事新更

任之... 他人... 補... 事...

同元
元史 同元

元史 同元
元史 同元

右少史... 官一職... 印... 任...

以上大臣以下... 改官... 乃... 授...

中務省

勅... 省... 命... 乃... 宣... 命...

人... 位... 乃... 記... 乃... 下... 乃...

郷

親王... 任... 乃... 宣... 命... 乃... 宣... 命...

征

大補 中書侍郎

乃... 親王... 乃... 宣... 命... 乃... 宣... 命...

乃... 親王... 乃... 宣... 命... 乃... 宣... 命...

乃... 親王... 乃... 宣... 命... 乃... 宣... 命...

乃... 親王... 乃... 宣... 命... 乃... 宣... 命...

乃... 親王... 乃... 宣... 命... 乃... 宣... 命...

少補

乃... 親王... 乃... 宣... 命... 乃... 宣... 命...

乃... 親王... 乃... 宣... 命... 乃... 宣... 命...

人として居り今ハ儒家法を以て其の徳を
推下敷林とて百卷并れ文あり是ハ肉紀のつ
くこと所取乃依 宣と申すは物也肉紀とハ
推下と申也

七位
少内記 二人

此のことは所事大御記より得るべきは此の地下
の者は史あり乃常記に在る之大略地下は此の乃

職也

七位
監物局

官位と記さしむ也

大監物

官位 珍字 使符形環の函なりと記さしむる也

地下乃五位下此の官也と記さしむる也

侍なりと記さしむる也

太皇太后官職

是を身一乃依たりは乃依乃乃依乃人なりと記

は乃天子乃國母神母なり乃宿老の後なり

行ぬ也

從四下
大吏 長被監

是ハ其の官也と記さしむる也

く皆下院人の中何れも事也所之乃内院常務候
と所也に御大御之御之れ下之也

權大史一人

是之史史小形の中御之御儀とこれ御事

大史以下之御人

後五下
亮 内掌侍

四位の殿上人乃下之御事也御事也御儀

可下之御人

權亮 後五下

大進 一人

名家に五位人は是より位と四位より叙之時ハ乞

と下り

權大進 大進より下り

大進 後五下

此下は五位人とは事ハ此也

権大進 大進より下り

凡そ御事に御事有る所宮 御事に中より御事

乃ら御事有る事以下は御事同事也御事より下り

御事有る時ハ御事有る御事

大舍人寮

まへより

宣直乃事をつらうゆ令より人々の集會
乃時徳をさめぬるの天倉人乃信也此等の時
文津總より此事をなす

頭 ^{カニ}
官團令
一人

四位以下地下に對し醫道法を道らと皆是に
助 ^ス
六位より任す

權助

右寮より擧ぐり任すは任すは任すは任す
右寮の奉らるる

圖書寮 ^{ツシヨ}

經籍圖書此事佛像書筆の事乃事と任
くは任す今も宿屋紙より任すは任すは任す
カカ

頭 ^{カニ}
秘書郎

地下の四位は任すは任す醫道法を道らと皆是に
を任す

助 ^ス
五位より任す
肉 ^{クラ}
寮

金銀珠玉綿綾とほらるるは任すは任すは任す
是れより任す今も月別乃任職調遣の事

頭

倉部

丁統位の殿上人是は但人一人天子の御服と
有仍と云ふ人がれは傳し相ももる人をして
魚りとも誅し人ともあつり御之

權頭

地下れ五位是は但人昔は是れなよ是れ人未嘗
但りとも此を皆之を是

助

是も地下れ五位六位今は沙汰はなるよ也

權助

繼尉寮

ヌイトレシウ

裳奉

衣服と云ふは継事と云ふこと也

頭

掖庭人權无

地下れ五位五位は是れは任と云ふ

助

是も今は下品乃軍任也

指助

はるり

陰湯寮

シヤウレウ

了文曆月書は氣候と云ふ御授て地書と云ふ書
由よと云ふは密奏と云ふ司天乃書は毎朝見候
伺ふ是と司天其書と云ふ也

頭

司天監
人權无

陰陽道乃車次其信乃每車中一の為也其任
と文他人乃任と官是姓文名卷之字氏とある所は
助 後古上 是も陰陽道の守任也
正七下 控助 正七下 乃く
ヲヤウノハカセ 陰陽博士

當道乃書其可然仁是く任之
控陰陽博士 同家

陰陽師 大博士 後七上

コヨミノ 曆博士 同曆 後七下

權曆博士 子細同家

天文博士 同天

司天中一乃者是く任と密奏れ宣旨有て變
異とくくハ奏聞とくきくハの宣旨有て

控天文博士

是も當乃れ中内右の任と守任也

ロウコクノハカセ 漏刻博士 同辰 後七下

是ハ漏刻はくくハ晝夜乃時と伺也漏水の
うらふと海をわくハ阿波の海をわくハ

權漏刻博士 子細同家

内匠寮 タクミノシヤ 小府物を作事と云くころ也

頭 中高令
一人権无

是も地下に五位醫官陰道と云くは今ハ遺物
有るといふなりや

助 五位下
是より任を
任する

式部省 先 吏部 季部 春官
属

内外乃文官此事と云くは内省部を武官と云
くは外省部ハ文官と云くは内省部ハ武官と云
くは外省部ハ文官と云くは内省部ハ武官と云
くは外省部ハ文官と云くは内省部ハ武官と云
くは外省部ハ文官と云くは内省部ハ武官と云

卿 吏部一人

第一の親王是より任を文官の任に任する
也也親王は省也乃人権官也

大輔 五位下

儒家の人名才一乃侍續と云くは一殊名
人若何也儒家か云くは任を

權大輔

是も下流儒者任を

女ハカセ博士一人 是も儒道の人位とす

指ハカセ女ハカセ博士一人 目前權女ハカセ博士一人 乃わの時位とす終と

大ハカセ博士二人

比下位とす其の位は六位元人の意官位

孫の事也

女ハカセ博士一人 録ハカセ博士一人 同類

大ハカセ博士一人

い寮よハ先聖先師乃由新わの廊堂とす也

徳國より多しハ其の位は學問ハ先聖先師とす畫

兼學文をとり也寮の位とわす今ハ燈燭料

とく學子忘乃灯とわす極る畫兼わとす

とわす其の位は學問ハ先聖先師とす畫

是今ハ其の位は學問ハ先聖先師とす畫

頭ハカセ助一人 祭酒一人 權ハカセ元ハカセ國ハカセ子ハカセ祭ハカセ酒ハカセ

儒道乃軍道小進とす名考の者是ハ位と

文章博士

是も儒者ハ先達乃官位錄ハ名とすとす也

其人あつて

博士ハカセ翰林ハカセ

りともは書大印記是ハ位とわす乃ハ傳わとす也

宗伯の職

助教 大学 二人

是も明經乃宗伯の職なりと云ふは

是も宗伯乃書伯と

直傳 直學士二人 同也

明法博士 律學

法曹儒者の人は是は但て姓名ありて

一々律令格式を掌するは是を法曹と

筆博士 寮筆儒

筆道と云ふは書伯の職なりと云ふは

かり筆道ハ易なり也當時書伯は是

なり

書伯

多紙ある事と云ふは今も法中家

の宗伯と云ふは是なり

書伯博士

宗伯と云ふは是なり

の宗伯と云ふは是なり

已上記傳

法曹通志乃書律令と相傳と

治部省

ヲサレ 首年

之始の祥瑞を重き事星介のぬらひ上瑞
中瑞とくあり又五位以上婚姻の事とほりこと
継嗣とほり人々所ある委細を治部式より
之始の儒儀乃事とほりこと所九朝家の大
ふりともあり所首年

心下

卿 礼部 一人

三位以上は之は首八位より所ありこれ
納るるとの後よ位を規撫の官とせ給ふこと
位より之は所也名家の人々所是は位と

大捕

五位以上は一人是は小位と凡八省猶か名家に
人々所あり乃極也今は是も更なる所なり
權大捕一人

是も名家の人々所是の所也

少捕 一人

心下

細目より大捕を少捕は極なり所あり
よきことありあがりよき事との所あり
權少捕一人

源・小録

子細目家名家の人にて地下の徳をまもるべし

仁人

雅樂寮

欽命此事を以てて侍男女共樂人多敷を
又其のいふ寮にて舞臺を設けし

頭 大樂令一人控无

後入史醫國法お道乃者も是也仁也

助 協律一人控无

地下此位乞は侍末か控乃職を先祖也
大なる所執する事とていふあつらふ勝あり

玄蕃寮

佛寺僧尼乃事せつらる也又唐人の如紙

とら紙のりひくま書とてハ書客乃事らり

唐人とてハ書夷とてハ鴻臚館とて唐人の

いふおもは取らる

頭

地下此位乞は侍末か控乃職を先祖也

助

地下此位乞は侍末か控乃職を先祖也

諸陵寮

大なる山陵を以てて凡喪葬因礼を以
てて書らる皇の代々の御墓紙なり

頭後五下 廟凌一人權无

陰陽道乃者宿老の人と任之入一山凌の

助入權 同軍六位是よ任之入一

民部省

い省ハ諸國ノ事と任之入一也國ハ年貢
とい省ハ沙汰ノ事也又人の患者とい省ハ
わがく形ノ事也民部省乃圖帳とく日本國
指圖境ノ事也紙定ノ事也紙數百卷い省ハ

當道乃可任五位是よ任之教人

權侍醫一

女醫博士

是當道の軍を任之入一女に療養と任之

指女醫博士

掃部寮

い寮之御殿の御装束と任之紙奉め

頭 酒掃署

法道此五位是よ任之と任之

當道後御装束と任之

脚 以下は後位是よりなり

權助 抄り

正親司

皇親乃名籍の事と云ふは、
皇親とハ天子の御志と云ふは、
皇親とハ天子の御志と云ふは、
皇親とハ天子の御志と云ふは、

正 宗正卿又

以下は五位是よりなり
佐 以下は五位是よりなり

權佐

を承へて上人と云ふは、
公省の物皆めいさし、
の法史の物方あて、
カスヘ

カスヘ
カスヘ

カスヘ
カスヘ

カスヘ
カスヘ

カスヘ
カスヘ

カスヘ

願 一人控

以下五位は位官外記軍皆是よりなり
雜物と云ふは、
二、乃被官よなきと云ふは、

二、乃被官よなきと云ふは、
二、乃被官よなきと云ふは、

二、乃被官よなきと云ふは、
二、乃被官よなきと云ふは、

助一人

比下の地位を好むと云ふは官印記法乃其
かくそのはけり也

権助 子細同前

主税寮

是も倉廩諸國の年貢乃事と云くする大
炊寮よ納倉と云ふは此寮よりかき入る

頭

倉部

是も官印記法道の専任と主計寮も同
主計主税と二寮と云く昔ハ温徳より

助 子細同前

権助 同前

兵部省

内外の武官と云くする先もPの如うに百友
乃内又官其事と云皆武部者つと云は武官の

と云は省成致と云は兵部武具と云は省よ好
めり終る也又城と云は海と云りつりもは省
乃役也

御 兵部 下

親王も但し又納言の可也と云ふは是も
御父親王の官ありて是に人をも執りて
此官の事と成ぬる職之に事あり又將軍
の儀も是職ありと云ふは是に人をも
是職ありと云ふは是に人をも

大輔

五位五位名家流家皆是は但し自餘の八省

權大輔 子細同前

少輔 子細同前

權少輔 同

集人司

百官は名帳執事と云ふは是に人をも

行列あると云ふは是に人をも

正 布 謹

五位六位是は但し是に人をも執りて

の是に人をも執りて

佑 地下の六位是は但し是に人をも

權佑 令吏 形

刑部省

多(サタ)合(カ)

人申科條を以て之を獄之囚人かくとの事と云

法(ホト)たる也といひ義(タカ)なり

卿シテ刑部ノ又

三位の人是一位と名家儒家と云

大捕

八省の捕何も之は治行の同(ト)事也

權大捕

少捕

捕女捕 何も捕る

人判事

ラノイ(ト)ルツカサ

人申罪名と判ひたる獄也今も持北遠使乃

一乃者の法(ホト)軍治(ツカサ)官也此(コノ)人(ノ)名(ナ)は

人(ノ)名(ナ)は(ト)云(フ)人(ノ)名(ナ)は(ト)云(フ)

女判事

人

是も持北遠使道志の軍治也

囚獄司

ヒトヤ

是ハ獄門ノ事ヲ以テ之ヲ名(ナ)スル也

人(ノ)名(ナ)ハ(ト)云(フ)人(ノ)名(ナ)ハ(ト)云(フ)

是ハ名(ナ)ハ(ト)云(フ)

正カミ 於官一人

大蔵省

徳園の赤鏡金銀珠玉一海つ雜物と稱す

天子の清徳

卿大府卿

三位四位名家儒術下等もよほとむ

天下の雜物をなすの官中あらはれ給ふ

あつたゆゑ今もいふ事らむとて

ゆゑ也

大補

さびしきくく八省乃補を同輩也但し補を

いふに會然とゆゑ也

權大補

女補

權少補 皆然

織部司

少の也後羅風情と織物と織也縁も

もうしるはつとと所とれ大官とら

権大補

織部

織部

以下の五位是せうおなり官印記乃尊乞しん

授佑 子酒皆同

官内者

法園乃雜物官田淨膳格乃事とつと

卿月農

之四位の各家儒家具く

大捕

子酒と小見也大差支内とつと

ゆらぬも

授大物

少物

授女物

大膳職ラカシキ

徳園の雜物淨膳を授く

今子親迄乃礼よたま

すわ少物とる也志

たまふ

五位五位西まじ

三十一
曰獄のたまふと申すは又徳左右京修理也地下申す
法天と云ふことの殊執し約也

亮六位左下位と權左下位五位左下位
權亮六位左下位

木工寮クワシヤ

木工寮クワシヤ

本位乃事と云ふこと心料材をばさぬ事通と
官領と今を肉裏以下の清修理内造作之れ
は寮の少佐也

頭

五位五位是よ位と禁中の清修理以下を以

の仁をり人責有代と其意を云ふはあきらむ
名計あきらむあきらむは寮領と名計をり仁の
を心之徳大吏是よ位と云ふ他人と云ふの執り
官よハあきらむ

控取

是も五位乃徳大吏法乃の名位をりあきらむ
と云ふ
是も五位乃徳大吏法乃の名位をりあきらむ
と云ふ

控助 ねり

大工

指大工

小工

指中工

是皆妻匠乃名之曰穢細工取次奉納は所間
いせ紙をくはせ又美師と云物を我れ負
教をうらう魚人などあり

^{キホーレシ}天炊寮

徳國の米穀毎小徳國乃食料を納せり所亦
又後三条院天炊寮の匠揃田と云く徳妻よ
さう新し今も禁中れ身乃要脚や

頭

五位五位法道の志是は位と云はる如元
相傳へる所の位也古稱田事紙を以て
間扇務布記ると云の位也今も成りお徳の
極よ成りあり

助五位是より位と

指助打

^{トモ}主殿寮

禁中殿掃除と云松は炭燦と云れり
と云はる位也

頭

地下五位是より位とよは官務をといはる也

助

六位より位と

控助

テイヤクシヲ
典藥寮
クスリノツカサ

まほしく此業はおさめしむやい寮は菜園あり
菜園拘犯の園あり乳牛の牧とくはち乳を
とらんをよめ又井ありまほしく此業は菜園
ふらしく井ありありい個とら又は肉は
皆りやうにありし業とて真まらうのや

頭

第一乃醫師官品は正位者也是より位と當道の
極友也殊名譽言乃軍とありし東一凡個家
れ意用とありし事ハ中又或醫師乃との通
也人者合談とくし職たり候し其人と推し

助

五位以下是より位と醫師の如く他人と

控助

是より當道乃よりかふ位も位も事同位

醫師

一ノ位ノ下ニ至ルモ醫師ノ如ク他人ト

六位是下守府凡法守府左右清府左右兵部
府よりふも皆醫官所をいふる守府也人中心病を
療せんうたぬ也

イハカサ
久スラササ
醫博士

當道の四位五位階をよかり

シニ
ハカセ
權醫博士
針博士

四位五位是にかりもハ針をよかり

指針博士

シ
イ
侍醫

一の侍り日本國の重寶あり侍り也と云ハ
ラ幾く侍りやうと見及侍りも法國の境相
編らこの時をい高帳ありんか身行ハ侍り
て侍り

イ
下
御 戸部

是ハ下納言と云はれ侍り也昔ハ御文執
侍り官也常老乃納言なる事也治部
侍りも之ハ執り侍り多し也
汝侍りも天下れ大事と云り侍り也
大輔一人

處上五位五位地下人々之任事及名家儒道
人々皆是母任之省の補何れも同事なり
人乃處之執一は是るる任事ハ其任事
中終る事あり

權大補

五位五位名家名家皆是之任事なり

少補 一人
後五下

處上地下五位是下任と同前

權少補

是も同前正しは權少補なり

肉膳司

天子の儀所を司る事なり
申取同事や昔より膳乃清飯を司る主
上乃さるる事なり
といふ事なり

正 五位五位

奉膳

是の任事なり

典膳

是の任事なり

造酒司

是の任事なり

酒を伴ふ扱也酒座を伴ふ酒壺と奉りたり
而やらるの酒清濁之醴酒と云ふ類乃同造
作多り成下と奉りたり皆酒司よを伴り
をらる流や

正

説道の五位五位是は位と今いふ記中
相傳しは位も酒乃裸位とあり

依

依位なり

控依

采女司

諸國より奉りたり采女流終ありたり采女
中一國より下流采女とありたり
奉りたり清濁膳を伴ふは采女房也
古今集ありたり人たりたり

正

醫官清濁乃清濁膳を伴ふは

依

控依同

モントノ
水司

モントノ水司
モントノ水司

後國の氷室は流るるより 饅粥をつくるは
今に人々をくらりと 後國乃氷室を爰領しと
夏乃氷と名付

正

法道の車是より 何とともなる印記はり 何と
佐 移る

檀依同

彈正基

是は世間乃風俗と 書法之北邊の事と なる
一の指北遠使乃 廳るる 指乃西也 昔ハ彈

正系中の指めと 終り也 中ハ非遠使乃

形

親王是より 何とともなる 官也 此の概をり 男也

大衛

何とともなる 何とともなる 何とともなる

女彌 同上

總司の位是より 何とともなる

元京職

長京のくまの大肉の東い系也田宅名籍年貢の
ト惣くくひ系乃のどつくくく

大ま
カミ

殿上地下の四位是は任と名家儒家法道乃
寄皆乞は任家凡田賦乃大まを執とく任職
ゆく任大まの極方なやたなはりすくくく
してあまももと年いあうのり零落とり
權大ま 五位五任乞小なる
亮 五位下乞は任る

権亮 五位下乞は任る

東市司

東京乃前代事と公長領とく也賦實よら川の
紐物と買賣と任其偽をさくは下也今もり
あふくくの司領ありや
五位以下乞は任を市代事とつくくく
佑 六位下任る
控倍 倍る

右京職

大内乃西の系代事や乞文酒乃系代の成行く
く系代系職とつる

大吏 同上

檢大吏 同上

亮 同上

檢亮 同上

西市司

西乃糸市也。法々々々。存々々々。東市司小司

正 同上

佐 同上

檢佐 同上

東宮職

是々々東宮御坐の時々々官内坐々々々所々々不可

傳カキキ

執柄の長是は何と東宮を杖佐志意職

下中事ハ殊執事也。按及園白人致。大長左右内大臣

以旨意官は何と規模乃官也

學ガクシ士ヨミハカセ

東宮の御所範也。名考の儒者。是は何守殊

々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

春宮トウクウ場バウ

ミコ
ミヤノツカサ

々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

寺宮の肉乃掃除を以て後也
至鳥署

至工署
寺宮の肉乃修理造作を以て後也

至工署
寺宮の肉乃修理造作を以て後也

至工署
寺宮の肉乃修理造作を以て後也

修理職

肉裏の修理造作事を以て後也
の工の下にありて

権亮
同
指亮

肉裏乃修人等乃寺酒造りて
肉裏乃修人等乃寺酒造りて

勘解由使 カケユシ

徳國の条約を解らるる事、率直に
ん之を國司の若者、
長官

三位以上可然人皆是は位を
人さし位をさるる事
次官

此に地下五位皆是は
判官

六位以下是は

鑄錢司 シテ

昔後と誘うる事、今は官
兵庫寮 シテ

伐秋武官の事、兵寮と
あつり

頭

五位五位是は位を武官
乃人

脚

地下乃五位位

檀物 あり

諸國

法國七道乃官也是と和友とつて大國と國中
國小國あり法國乃とつてハ受領とつて國司の
事や當時乃守護人のありて一苗任ハ百ヶ年
たりたる國目とハ重任とてかゝるハ又百ヶ年
とつて又延任とて任をのつて毎事もわたり
く國とつて賢者の中ありてその重任
年との入らるやと為さるハ任とて之
ぬれとつて國もたつて賢名ありとハ貴きと

後也昔より一國の受領とつて人を拜受賜り紙を
しハ此紙之勅解云とて年頃とてハ此紙
ハ此紙ハ抽賞とつてありて此紙ハ
かゝる任受なり紙とてありて此紙ハ

五畿内

山濤

守

殿上池下れ五位是よ任とて國中國下國より
て御乃とつて別ありとて大抵ハ同也

檀守

檀守ハOshimoriと云ふハ春ハ和國の檀守

地下の五位是より位と又春乃除日の時森儀雲
客との意官より事ともさきは別の
事や

女

地下の位是より位と是より彌及より人なり
要及は別なり也

指女 行なり

大極

六位下品の是より位と

指大極 同上

極 行なり

指極 同上

女極 同上

指女極 同上

大目

七位乃者是より位と

指大目 行なり

目 行なり

女目 同上

指女目 行なり

... 徳人... 是... 徳人... 是... 徳人... 是...

下総 常陸 常陸 上総 同親王の位... 官... 也... 文... 領... 申... 也

東山道

近江 美濃 山海國... 形... 彈... 檀... 守... 母... 成... 後...

信濃 山海國... 形... 彈... 檀... 守... 母... 成... 後...

上野 親王... 是... 小... 位... 是... 子... 細... 同... 上... 総... 下... 野...

澁奥 同... 是... 大... 國... 東... 乃... 是... 之... 執... 是... 也... 也

出羽 同山城

澁奥... 出羽... 大... 國... 東... 乃... 是... 之... 執... 是... 也... 也

梅家使

梅家使

澁奥... 出羽... 大... 國... 東... 乃... 是... 之... 執... 是... 也... 也

澁奥... 出羽... 大... 國... 東... 乃... 是... 之... 執... 是... 也... 也

澁奥... 出羽... 大... 國... 東... 乃... 是... 之... 執... 是... 也... 也

如陸道

若狭 檀守... 母... 成... 後...

越前 加賀... 能... 登... 同... 若... 狭...

越中 越前... 檀... 守... 母... 成... 後...

山陽道

丹波 丹波 但馬 國邊 伯耆 備前 備中 備後 安藝

隱岐 指守 一

山陽道

備前 備中 備後 安藝

國邊 長門 指守 一

南海道

純伊 淡路 指守 一

阿波 瀨波 伊豫 土佐 指守 一

西海道

大宰府

鎮西 九國 乃 宰府

帥

親王 是 一 佐 一 下 一 佐 一

指帥

大納言 下 是 一 佐 一 正 佐 一 時 八 指帥 不可 一

大貳

森 儀 乃 當 官 一 佐 一 是 一 佐 一

大貳 五 佐 一 佐 一

指大貳 一

大監

持大監

心より位異し侍と云ふ者あり醫官は道徳と云ふり
多也又古唐の事と云ふ唐の頭より乃官あり
執事 流坊 豊前 考及 肥前 肥後 日向

後守

大隅

薩摩 日向

豊後

對馬 守等

近衛府

と申す者より之を悉くしつゝ海防の事致し

の職也凡そ出陣の者共勝と云ふ事あり其は
成りぬれば國より職を賜ふ門内と云ふ
事なり

大將

と申すは悉くしつゝ連乃處と人位五位より
名家儒家がと云ふ是より勝りしは
國乃職也弓矢共杖と云ふ事なり

中將

英雄族の位位異し侍と云ふ英雄乃大將れ息と云
ふ事なりと云ふ事なり

道使乃道負以事之

大尉

持北邊使乃道志可也

少尉

持北邊使と之五位少位是

天志 同前

女志 同前

左衛門府同左衛門府

督

納言之位也位之是

但左は右は

左衛門府

右衛門府

大尉 左は右は

少尉 左は右は

左衛門府

是も持中守國乃官也

又乃守行然あとの事

巡持らる官也

乃守行然あとの事

三田位是下位を湯門より下へ但解ゆる下

権依 同上

尉 地下六位位と

右兵衛尉 同位

督 三田位是下位と

依 六

授 皆元よ移りて

德國乃教の馬と立する所延書式よのりるを
毎年此所馬教百七よ及びり德國乃牧又その
教とあらず約事と云も八月よりあつた時
を約事とす月々の約事と教を委細ハ延書
の左馬寮式よりてをり

口位五位是下位を武官より下りて録人をとる

控頭 官位も位是より位と

助 官位是より位と

控助 なる

右馬寮 同元

頭 同元組御膳方なる

助 同元なる

地夷使

官夷と云ふは色國と稱すは通長を地夷一類
身後乃職之征東將軍地西將軍ハ皆東海の一
方なるなり地夷ハ一天口海と稱す國なる地夷也

大將軍

昔ハ三位官位と武勇ハはささ成りきりや
中より殊武家の重任也殊文強豪右大將軍
執事ハ又執柄親王も國東管領乃人々なる皆
任事ハ是地重職なり也

大樹

征夷大將軍と云々唐の名也隋高穎大將軍と
一と槐下少く事と云々いふとき一は後代の
なり一は伯耆事業のなり一は大樹將軍と云々

柳堂

因亞丈細柳 嘗小陣といふ事あり

鎮守府

陸奥出羽の管領といふ事あり

の軍

東國と志の陸奥出羽と管領といふ事あり

軍監

六位上より五位下まで書とつとつと

施藥院

義経の事とつとつと執柄の管領といふ事あり

已に醫道名譽の事ありといふ事あり

使施

系流乃々々々々 醫師の先達乃々々々々 雅忠の

及丹家醫師相傳乃々々々々 和氣乃々々々々 例あり

一と一とも不告の事あり

穀倉院

徳園乃々々々々

別當

五位五位法道の者是より補といふ事あり

と是より補といふ事あり

檢非違使

使廳や下の非違を糾断す

別當

大納言 殊為量と云ふは 職や白河院乃作
は五ヶの徳ありもの 職は一人と作らぬ
とて 容儀 才学 富貴 徳代 ともあり

左佐

延尉 佐と申すは 中より 務は 職より 佐
て 使乃 宣旨と あり

右佐

左大尉

道志 宿老の者 是より 任と

大尉

道志 五位の位 是より 任と

右大尉

大尉

勸学院

執柄乃 管領や 南曹と申すは 大学寮 北南より

別當

右大尉 辨官 是より 任人 補と 南院と あり

乃乃人々殊甚き紙をりりりりとの例もわり
學館院

橘氏の後領乃寺也是是之とまきく大長計後領
きし海之れ月々紙柄乃後領乃梅文も橘氏
乃管領也との移り一具の事也

将升学院

是を源氏乃人々管領也

別當

源氏の大長計納言乞よ補と

淳和院 同上

別當

源氏弟乃人是よ補と源氏の長者と

内教坊

女乃舞人是は前也今も踏歌此舞女なりと
内教坊より春も女房乃舞樂と極り古也
也

別當

大納言以下可經人乞よ補と

殿上

内裏れ後乃五位六位の職事なりとつとこれ

最上の後披官

別當

上人長一乃... 是は補と... 極の規模
乃藏人

藏人三人

二人わら最上と... 最上人の費
や重代乃人... 名家も殊為量...
い... 羽林方... 辨方... 判... 事... 事...

五位藏人三人

三人わら最上... 名家何と... 悉量...
よ... 補... 下の... 勢... なる...
の... 補... 用... なる... 補...

六位藏人

名家儒... 法... 名家の者... 是... 補... なる

非藏人

禁中... 法... 祈... 詔... 判... 断... なる... 後
之... 院... 延... 久... 殊... 具... 別... の... 下... の... 政... 事...
直... 後... 時... 人... なる... 事... 人... なる...

と御辨事人より留世勢りたるは是なり
とありの事補せらるる也

文殿

院の御治世乃時流人忠新治を史勅と
下也亦用尚下院乃儒ありは是用と
事と補せらるる也

執柄家

此月職事年頼御既文及御治勇大
院中よはる

位階

官位相當小のり下乃官と位と中はたは
相あるは皆位はさく官なる也

一品親王

至極乃極位也

二品

親王の位也一は二位と二品とあり不可也

三品

四品

皆親王の御位階也人下はあり一は二位と二品
二品ありは不可也

正一位

天下の諸神の神位也昔ハ執柄ニ申答正一位
ト叙セテ神ノカミト申答申答神位トトテ
神々贈位ノカミ人臣叙スルコトナク

後一位

攝政國白を政大臣左大臣是ト叙スル調子
乃例解返ヤ

正二位

後二位 凡ソ調子是ト叙スル

正三位

後三位 凡ソ納言参儀又且乃散位の人々も叙ス

正四位上

正四位下 凡ソ諸君の常々事ヤ

正五位上

後五位上 凡ソ諸下軍等皆是ト叙ス

正五位下

同前

正六位上

正六位下 凡ソ諸君の常々事ヤ

凡以記者後福^普光園院園白良基公自鹿苑
院教依濟取法後記之畢然乃以中山大納定
定親鄉本家之令書寫已

康正元年十二月廿二日

判

典罰

僧官位

僧正 准五位

法尔 法勢 僧都 准四位 教上人

法眼 律師 准五位 凡僧 准六位

諸寺之綱及八幡社官僧綱准以下五位諸

大吏

法中 大和尚位 僧正 法眼和高位 大少僧都

法橋上人位 律師 傳燈大法師位 威儀師 或凡僧

傳燈法師位 後係師 傳燈滿位 誦行位 誦侍位

傳燈位 准六位 傳燈入位 准七位

定僧綱位階事貞觀六年二月十六日
 大改官府之法下和尚位為僧正位法眼和
 尚位為僧部位法橋上人位為律師位者延喜
 之以洽發於僧綱之時仍如准四位律師准五位法眼之
 延曆十七年九月九日治部省解僧位五位
 位相當綱牒備僧位有五階八位住位滿
 位法師位大法師位即唯此又五位僧當
 八位入位僧當七位住位僧當六位滿位僧
 當五位法師位當四位大法師當三位已上

僧正大心 僧部大心 律師大心 法眼大心
 法橋謂之僧綱 肉供 阿闍梨謂之有職
 寺官 上座 寺主 都維那謂之三綱
 寺勢 檢校 別當 座主 長者
 長吏 執行 勾當 專當 監者
 注記 依寺不同

寬文三年

野田弥兵衛新刊

